

新旧対照表

○埼玉県環境影響評価条例施行規則

(傍線部分は改正部分)

改正後		現行	
別表第三(第七条関係)		別表第三(第七条関係)	
対象事業の種類	行為	対象事業の種類	行為
一 高速自動車国道の新設及び改築	高速自動車国道法第五条第一項又は第三項の規定による整備計画の策定	一 高速自動車国道の新設及び改築	高速自動車国道法第五条第一項又は第三項の規定による整備計画の策定
二～六	(略)	二～六	(略)
七 工場の設置及びその施設の変更	イ 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の申請 ロ 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 ハ 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出 ニ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出 ホ ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第三十二条第一項(同法第一百五条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項(同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第一百一条第一項の規定による届出 ケ 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知	イ 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の申請 ロ 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 ハ 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出 ニ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出 ホ ガス事業法(昭和三十九年法律第五十一号)第三十六条の二第一項の規定による届出 ケ 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知	
八～十七	(略)	八	(略)